

安全保障理事会決議 2166 (2014)

2014年7月21日、安全保障理事会第7221回会合にて採択

安全保障理事会は、

搭乗していた298名の乗客および乗員全員の命が失われた、ウクライナのドネツク州における7月17日の、国際線、マレーシア航空MH17便の民間航空機の墜落を憂慮し、

国際民間航空の安全に対して脅威を与える暴力行為を禁止している国際法の規則を再確認しまたこれらの規則違反に責任を有する者の責任を問うことの重要性を強調し、

2014年7月18日の安保理報道声明を想起し、

国際民間航空の指針に従った出来事に対する完全な、徹底的なそして独立した国際的な調査の必要性を強調し、航空機事故および出来事調査において国際民間航空機関（ICAO）が果たす非常に重要な役割をこれに関連して留意し、またICAOおよびその他に対するウクライナによる援助要請の後で、この調査において民間航空機の事件および事故調査のウクライナ国家委員会と調整して活動するチームを派遣するというICAOの決定を歓迎し、

ウクライナにおける武装集団が、適切な調査当局、欧州安全保障協力機構（OSCE）ウクライナ特別監視ミッションおよびICAO並びに他の確立された手続に従って調査を支援する他の関連する国際機構の代表に、墜落地点および周辺地区への速やかな、安全な、確実なそして制限のないアクセスを妨害してきたことに重大な懸念を表明し、

1. 298名の命の悲惨な損失をもたらしている、ウクライナのドネツク州における7月17日のマレーシア航空MH17便の墜落を最も強い文言で非難する。

2. この出来事の犠牲者の家族および犠牲者の出身国の国民並びに政府に対し、安保理の衷心からのお悔やみと弔意をくり返し表明する。

3. 国際民間航空の指針に従った出来事に対する完全な、徹底的なそして独立した国際的な調査を確立するための努力を支援する。

4. 出来事の国際的な調査を始めるため、ICAO および発生、登録、運航、設計並びに製造の諸国の代表を含む、他の国際的な専門家および組織並びに MH17 便で国民を失った諸国と調整して活動している、ウクライナが現在進めている取組を認識し、また全ての国家に対し、この出来事に関する民事および刑事の調査に対して要請された援助を提供することを求める。

5. 墜落地点に対するアクセスが不十分且つ制限されているという報告に深刻な懸念を表明する。

6. 墜落地点および周辺地区を支配している武装集団が、残骸、装備、破片、個人の所有物または遺物を破壊し、移動し若しくは妨害することを自制することを含む、墜落地点の保全を損なう何らかの行動を自制すること、そして速やかに、適切な調査当局、OSCE 特別監視ミッションおよび ICAO 並びに他の確立された手続に従った他の関連する国際機構の代表のために、同地点および周辺地区に対する安全な、確実な、十分なそして制限のないアクセスを提供することを要求する。

7. 武装集団によるものを含む、全ての軍事活動は、国際的な調査の安全を可能にするために、墜落地点周辺にごく近い地区において、速やかに停止されることを要求する。

8. 犠牲者の遺体の尊厳をもった、敬意を表したそして専門的な取扱や回収を強く要求し、また全ての当事者に対し、このことが即時効果をもって行われることを確実にするよう求める。

9. 同地域の全ての国家および行為者に対し、第6項において言及した墜落地点への速やかな且つ制限のないアクセスの件を含む、出来事の国際的な調査に関連して、十分に協力することを求める。

10. ウクライナ、ロシア連邦および OSCE の上級代表による三者コンタクト・グループによる 2014 年 7 月 17 日の声明をこれに関連して歓迎しそして同声明において示された公約が十分に実施されることを要求する。

11. この出来事に対して責任を有する者が、責任を問われることおよび全ての国家が説明責任を確立するための努力に十分に協力することを要求する。

12. 国際民間航空条約の全ての当事国に対し、このような出来事の発生を防止するため、民間航空の安全に関する最大限の適用可能な国際的な規則、基準および慣行を遵守することを促し、また全ての国家および他の行為者が、民間航空機に対して向けられた暴力行為を自制することを要求する。

13. この調査において事務総長が申し出た、国際連合の十分な協力を歓迎し、そして事務総長に対し、調査を支援する国際連合に可能な選択肢を特定することおよび関連する進展について安全保障理事会に報告することを要請する。

14. この問題に引き続き取り組むことを決定する。